



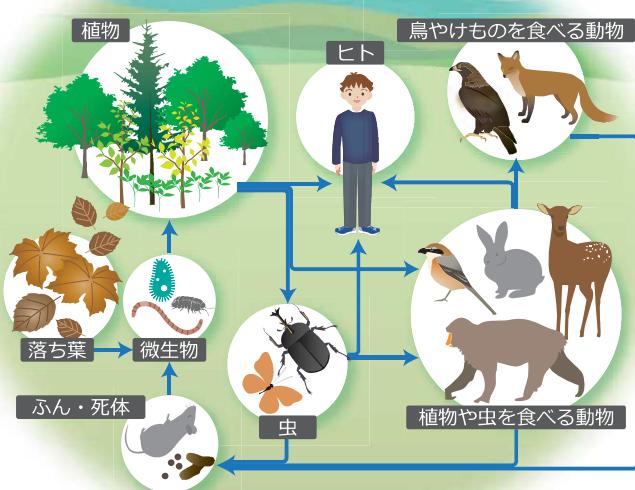
<改訂版> ふじのくに 生物多様性地域戦略

[2018-2027]



生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて
生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

生物多様性とは



■ 生物多様性とは

- 多くの種類の生物がいて、それらが様々な形でつながりあっていることを「生物多様性」といいます。
- 生物多様性とは、単に生物の種類が多いだけではなく、「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」という3つの視点で捉えることができます。

■ 静岡県の特産物と生物多様性

- 本県はお茶やわさびをはじめとする特産物にめぐまれており、全国シェア1位のものも多くあります。
- 製紙や繊維等をはじめとする地場産業も盛んです。
- これらの産業は、その地域にあった生物多様性のめぐみを活用しつつ、先人たちの絶え間ない努力により発展してきました。



■ 生物多様性のめぐみ

- 人の生活は、生物多様性からもたらされる様々なめぐみによって支えられています。



空気や水、木材、食材等のめぐみが、私たちの衣食住を支えています。

自然災害や気候変動を抑え、安全・安心な生活が守られています。

人々の安らぎや精神的な支えになっています。

昆虫が受粉を助けたり、ミミズが良質な土をつくる等、他のめぐみが機能する基盤となります。

■ 歴史と固有性

- すべての生物がそれぞれに唯一の歴史を持っています。
- 長い地質学的な時間の上に、人間が誕生して自然に関わり合いを持つことで作りあげられてきた環境は、地域ごとに固有な生態系を生み出しました。
- このような「歴史と固有性」が、生物多様性の豊かさに関係しています。





生物多様性地域戦略とは



■ 生物多様性に迫る4つの危機

- 生物多様性に迫る危機を乗り越えていくため、生物多様性の保全と持続可能な利用のための総合的な取組についてまとめた戦略が必要です。

1 開発等人の活動による危機

開発等で生物の生息・生育環境が破壊されることにより、生物の個体数の減少につながっています。



キンラン 準絶滅危惧

2 自然環境に対する働きかけの縮小による危機

雑木林や草地が利用されなくなつたことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の生物が絶滅の危機に瀕しています。



オオウラギンヒョウモン 絶滅

3 人により持ち込まれたものによる危機

外来生物の侵入により、在来生物の生息・生育場所が奪われたり、捕食されたり、交雑による遺伝的な搅乱等が生じます。



ブルーギル 特定外来生物

4 地球環境の変化による危機

地球温暖化によって分布地域のほか、植物の開花・結実時期、昆虫の発生時期等に変化が生じると考えられています。



ライチョウ 絶滅危惧Ⅱ類

■ 生物多様性地域戦略の概要

▶ 戦略のねらい

- 本県の生物多様性の将来像やその実現に向けた方策を示します。
- 行政だけでなく、県民や事業者、民間団体を含む多様な主体の自発的な取組として展開していくためのガイドラインとします。



▶ 戦略の位置付け

- 新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」等の基本的な考え方と整合させます。
- 生物多様性基本法の第13条第1項に基づく地域戦略に位置付けます。
- 生物多様性の視点から静岡県環境基本計画を推進し、他の関連計画にも波及させていきます。

▶ 戦略の期間

- 長期的な科学的知見のもとで、10年間（2018～2027年度）を計画期間とし、概ね5年後に見直します。



▶ 基本理念

- 古くから日本人が持っていた自然観を大切にし、人と自然が共生する社会の実現に向けて、みんなで行動していくための基本理念を掲げます。

《自然のしくみを基礎とする 真に豊かな社会をつくる》

生物多様性にめぐまれた“ふじのくに”をつくる

わたしたちの県土は、先人たちが自然と共生した生活を営む中で、大切に守られてきた「生物多様性のめぐみ」に溢れる場所で、自然景観と生活景観が織り成す「マジエスティック・ガーデン」とでも呼ぶに相応しい莊厳さや雄大さを持っています。

このめぐまれた県土に、安全で豊かな生活を、100年後、1000年後も継承していくために、古くから日本人が育んできた自然を畏敬する心をあらためて噛み締め、単に自然を護るというだけでなく、産業や文化との関わりを含めて、生物多様性の全貌を県民みんなで理解し、行動していくことが必要です。



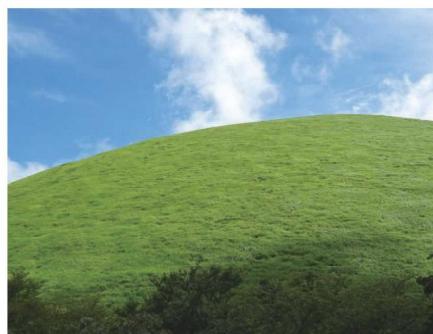
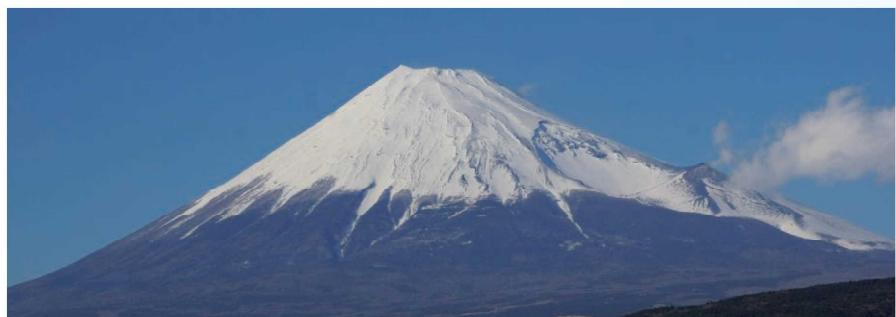


— 100年後、1000年後にも、人と自然が共生できる静岡県に —

ふじのくに生物多様性地域戦略の目標

生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、 生物多様性にめぐまれた理想郷“ふじのくに”に生きる

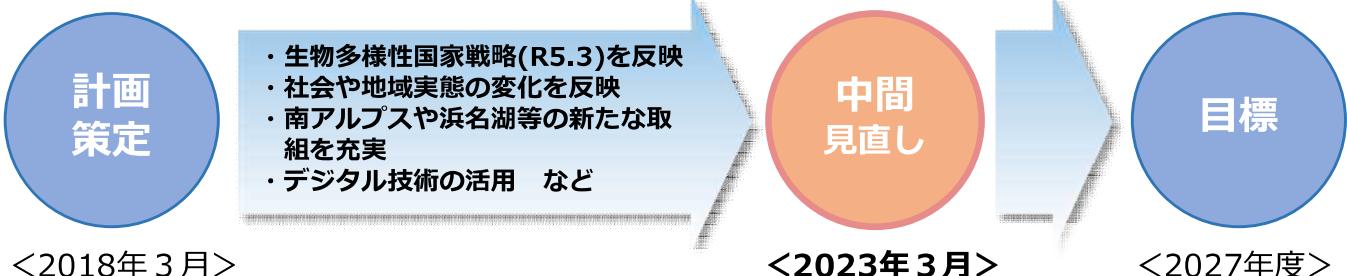
第4次静岡県環境基本計画の基本目標である「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”的実現」に向け、生物多様性によって支えられる自然共生社会を目指します。



ふじのくに生物多様性地域戦略の見直し（2023年3月改訂）

「ふじのくに生物多様性地域戦略」は、2018年から2027年までの10年間を計画期間としています。計画策定から5年が経過した2023年3月に、社会情勢の変化や国の生物多様性国家戦略（R5.3改定）を踏まえて、中間見直しを行いました。

■ ふじのくに生物多様性地域戦略の改訂



▶ 中間見直しの概要

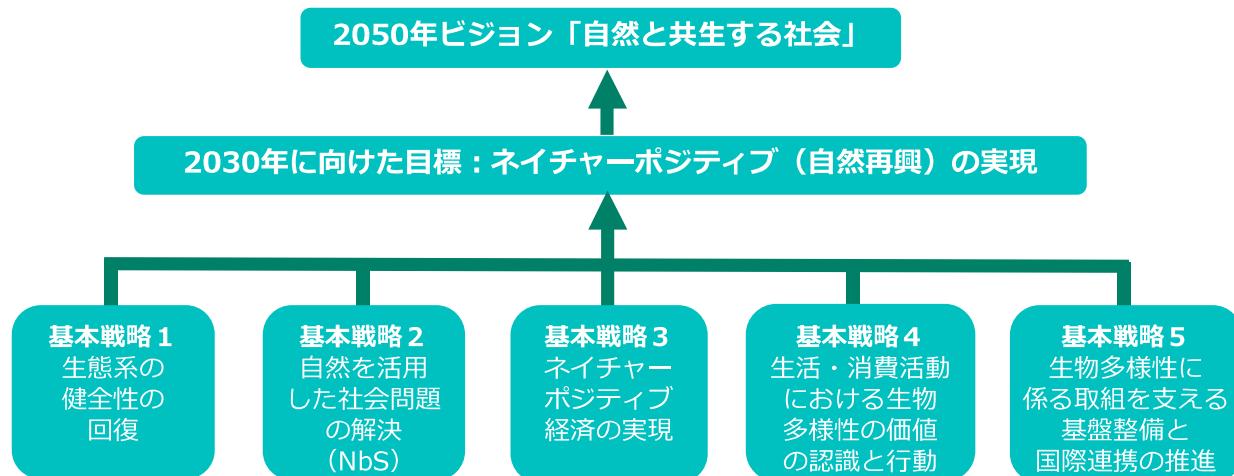
- 生物多様性国家戦略2023-2030の方針を反映させました。
- 消費生活や事業活動において、生物多様性への意識・関心を高め、行動変容に導くための取組を重点的に記載しました。
- 生物多様性に関する地域の実態や取組等を現場に精通する団体から意見聴取した内容を反映しました。
- 南アルプスの環境保全や浜名湖の外来生物対策等の新たな対策に関する取組を充実させました。
- デジタル技術を活用した取組を充実させました。

■ 生物多様性国家戦略2023-2030

▶ 国家戦略の概要

- 新たな目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した国家戦略として、「**生物多様性国家戦略2023-2030**」が2023年3月に公表されました。
- 2030年に向けた目標として自然環境の損失を止め、回復軌道に反転させる「**ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の実現が示されました。
- 陸域と海域のそれぞれ30%を健全な生態系として保全する「**30by30（サーティバイサーティ）**」が行動目標とされました。

▶ 国家戦略の体系





目指す将来像の実現に向けた取組

目指す将来像を実現するため、4つの基本方向に基づき、12の行動方針を掲げた行動計画、5つの地域別個別計画を策定して取組の推進を図ります。

基本方向 1 マ 多様な生物の個性とつながりを大切にする

行動方針 1



生物多様性に関する調査・希少野生動植物の研究の推進

行動方針 2



希少野生動植物の保護

行動方針 3



外来生物や遺伝的搅乱等の拡大防止

行動方針 4



野生鳥獣の保護・管理

基本方向 2 マ 生物多様性を支える社会をつくる

行動方針 5



生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進

行動方針 6



人と生物多様性が育む歴史・文化の継承

行動方針 7



生物多様性に関する環境教育の推進

基本方向 3 マ 生態系を保全・再生・創出する

行動方針 8



豊かな自然環境が残る奥山の保全

行動方針 9



自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり

行動方針 10



都市の自然再生・創出

行動方針 11



河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保

行動方針 12



海岸から深海につながる生態系の保全

基本方向 4 マ 特徴的な地域の環境を重点的に守る

地域別個別計画 ①



伊豆半島

地域別個別計画 ②



富士山

地域別個別計画 ③



南アルプス

地域別個別計画 ④



浜名湖

地域別個別計画 ⑤



今守りたい大切な自然

行動計画に基づく行政の取組

凡例

- ：計画策定当初からの取組
- ◆：改訂により追加した取組
- ◇：改訂により拡充した取組

基本方向 1

多様な生物の個性とつながりを大切にする

行動方針	行政の取組
1 生物多様性に関する調査・研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の国勢調査 ○動植物や自然環境の調査 ◆調査・モニタリングにおけるデジタル技術の活用 ○ミュージアムを中心とした調査・研究等 ◇各研究所や民間団体との連携による調査・研究等 ◆デジタル技術を活用した情報の一元管理
2 希少野生動植物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○希少野生動植物の調査 ○レッドデータブックの普及 ○条例等による保護 ◆30by30目標に基づく生物多様性の保全 ○傷病希少野生動物の保護 ○アカウミガメの保護 ○二ホンウナギの資源管理 ○配慮の仕組みづくり ○自然再生事業時における配慮
3 外来生物や遺伝的攢乱等の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ○外来生物の拡大防止のための計画策定・普及啓発 ◇外来生物の駆除・移動制限 ○遺伝的攢乱に配慮した漁業 ○動物の愛護と遺伝的攢乱への配慮
4 野生鳥獣の保護・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区の設定と鳥獣管理のための計画策定 ◇被害防止や個体数管理による鳥獣被害対策 ◇狩猟者の育成確保・指導と獣肉の利活用 ◆人獣共通感染症への対応

基本方向 2

生物多様性を支える社会をつくる

行動方針	行政の取組
5 生物多様性に配慮した生活や事業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮 ◇事業活動における生物多様性への配慮 ○森林や農地の管理 ○道路や河川の管理 ○環境影響評価条例・自然環境保全条例 ◇土地利用指導要綱・林地開発許可制度・県盛土条例 ◆水循環保全条例
6 人と生物多様性が育む歴史・文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査・指定・登録 ○文化的景観の保全 ○地域の景観計画や景観協議会づくり ○伝統的農法の保全・継承 ○食文化の保全・継承
7 生物多様性に関する環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自然とのふれあいの促進 ◇生物多様性に配慮したエコツーリズムの促進 ◇環境教育・環境学習の方針の策定や指導者の育成 ○子どもへの環境教育・環境学習の推進 ◇あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の推進 ○あらゆる媒体による情報提供

基本方向3

生態系を保全・再生・創出する

項目	行政の取組	
8 豊かな自然環境が残る奥山の保全	○法令等による保全 ○富士山の環境保全	◇南アルプスの環境保全 ○気候変動による影響の監視
9 自然と人がともに生きる里地里山・田園づくり	○法令等による保全 ○森林の適正管理・整備の促進 ◇県産材の利用拡大 ○松枯れ等の対策の実施 ◇協働による農地等の保全活動の促進 ○GAP(農業生産工程管理)や地産地消の推進	○伝統的農法の継承 ○竹林の適正管理 ○草地の整備
10 都市の自然再生・創出	○都市における緑地の確保 ◇県民参加による緑化の推進	○豊かな暮らし空間づくり
11 河川・湖沼・湿地の水辺のつながりの確保	○水域の測定・監視 ○水辺の国勢調査や河川整備計画等に関わる調査 ○法令等による保全 ○生物に配慮した河川等の整備・維持管理 ◇湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生	○水産資源の管理
12 海岸から深海につながる生態系の保全	○法令等による保全 ○生物多様性に配慮した海岸・港湾の整備 ○海岸防災林の保全 ○砂浜や干潟の再生 ○アカウミガメの保護 ◇漂着ごみの除去 ○漁獲量の適正管理	○生物多様性に配慮した栽培漁業の推進 ○藻場等の保全・再生 ○持続可能で環境に配慮した水産物の普及 ◇深海生物の資源回復に向けた研究

基本方向4

特徴的な地域の環境を重点的に守る

項目	行政の取組	
伊豆半島	○伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み ○天城山等に残る豊かな自然環境の保全 ○森林の適正管理・整備の促進 ◇野生鳥獣による被害防止 ○外来生物の防除	○藻場の回復 ○深海生物の調査研究 ○開発事業者に対する保全措置の要請 ○生物多様性に配慮した海岸整備
富士山	○富士山に残る豊かな自然環境の保全 ○自生種の植樹 ○森林の適正管理・整備の促進 ◇野生鳥獣による被害防止 ◇利用者による環境破壊の防止	○外来生物の防除 ○富士山の保全意識の高揚 ○草地性植生の保全管理 ○開発事業者に対する保全措置の要請
南アルプス	○ユネスコエコパークの保全と活用 ○高山植物の保護 ○奥山の環境監視 ○野生鳥獣による被害防止	○開発事業者に対する保全措置の要請 ◆希少野生動植物の保護・回復 ◆南アルプスの魅力発信
浜名湖	○浜名湖の豊かな自然環境の保全 ○浜名湖の環境保全に関する啓発 ○浜名湖に流入する河川の水質維持 ○二ホンウナギやアサリ等水産資源の管理 ○開発事業者に対する保全措置の要請	◆外来生物の防除
今守りたい大切な自然	○今守りたい大切な自然の調査の実施及び紹介 ◆30by30目標に基づく生物多様性の保全 ○開発事業者に対する保全措置の要請	

中間見直しにより戦略に新たに加えた主な行政の取組

基本方向1 多様な生物の個性とつながりを大切にする

項目	行政の取組として追加する内容
デジタル技術を活用した情報の一元管理【新規】	収集・蓄積された生物多様性に関する情報のデジタル化による一元管理を行い、情報発信等に活用するとともにオープンデータ化を促進
30by30目標に基づく生物多様性の保全【新規】	自然環境保全地域や鳥獣保護区等、法令によって自然が守られている保護地域の拡張と管理の質の向上
外来生物の駆除・移動制限【拡充】	アメリカザリガニとアカミミガメは、野外への放流や拡散をしないよう普及啓発を実施

基本方向2 生物多様性を支える社会をつくる

項目	行政の取組として追加する内容
消費生活・排水・廃棄物における生物多様性への配慮【拡充】	食品ロスの削減等の普及啓発や賞味期限に対する正しい理解等の消費者教育等を通じて環境に配慮した消費行動がとれる消費者を育成
	プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、県民一人ひとりの実践の呼びかけや、森・川・海等での清掃活動への助成を実施
	エシカル消費を推進するため、様々な消費行動や取組について、啓発サイト「プラス・エシカル」をはじめとする多様な広報ツールを活用した情報提供や、消費者・事業者双方に向けた普及啓発の実施
事業活動における生物多様性への配慮【拡充】	SDGsの考え方を踏まえた企業の取組事例や、ESGに関する金融機関の取組を紹介するセミナーの開催等によりESG金融の活用を促進

基本方向3 生態系を保全・再生・創出する

項目	行政の取組として追加する内容
南アルプスの環境保全【拡充】	南アルプスにおける絶滅危惧種の調査を実施し、希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物の指定による保護・回復
湖沼・湿地の水環境の保全や自然再生【拡充】	浜名湖の外来植物の分布拡大防止に必要な情報を得るため、植物の生育状況・分布状況の調査を実施

基本方向4 特徴的な地域の環境を重点的に守る

項目	行政の取組として追加する内容
野生鳥獣による被害防止【拡充】	ドローンや捕獲情報アプリ等のICTを活用した効率的な捕獲を促進
利用者による環境破壊の防止【拡充】	登山者にごみを持ち帰ることを啓発するため、外国人登山者にも分かるように、イラストや12の多言語でデザインした袋を手渡し、登山マナーの向上を呼びかける「富士山ごみ持ち帰りマナー向上対策キャンペーン」を実施
南アルプスの魅力発信【新規】	南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する仕組みである「南アルプスマネジメントモデル」の構築を通じその方策の検討や南アルプスの持つ場の魅力や情報を広く国内外に発信
外来生物の防除【新規】	浜名湖における継続的な環境保全活動につながるよう、企業や学校等の参加を促すなど、民間団体等の取組を支援
30by30目標に基づく生物多様性の保全【新規】	「今守りたい大切な自然（10箇所）」等、法令に基づく保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域について、OECMの認定・管理に向けた支援

目指す将来像

多様な主体が、長期的な視点で生物多様性に関する取組を進められるよう、目指す将来像をイメージとして示します。

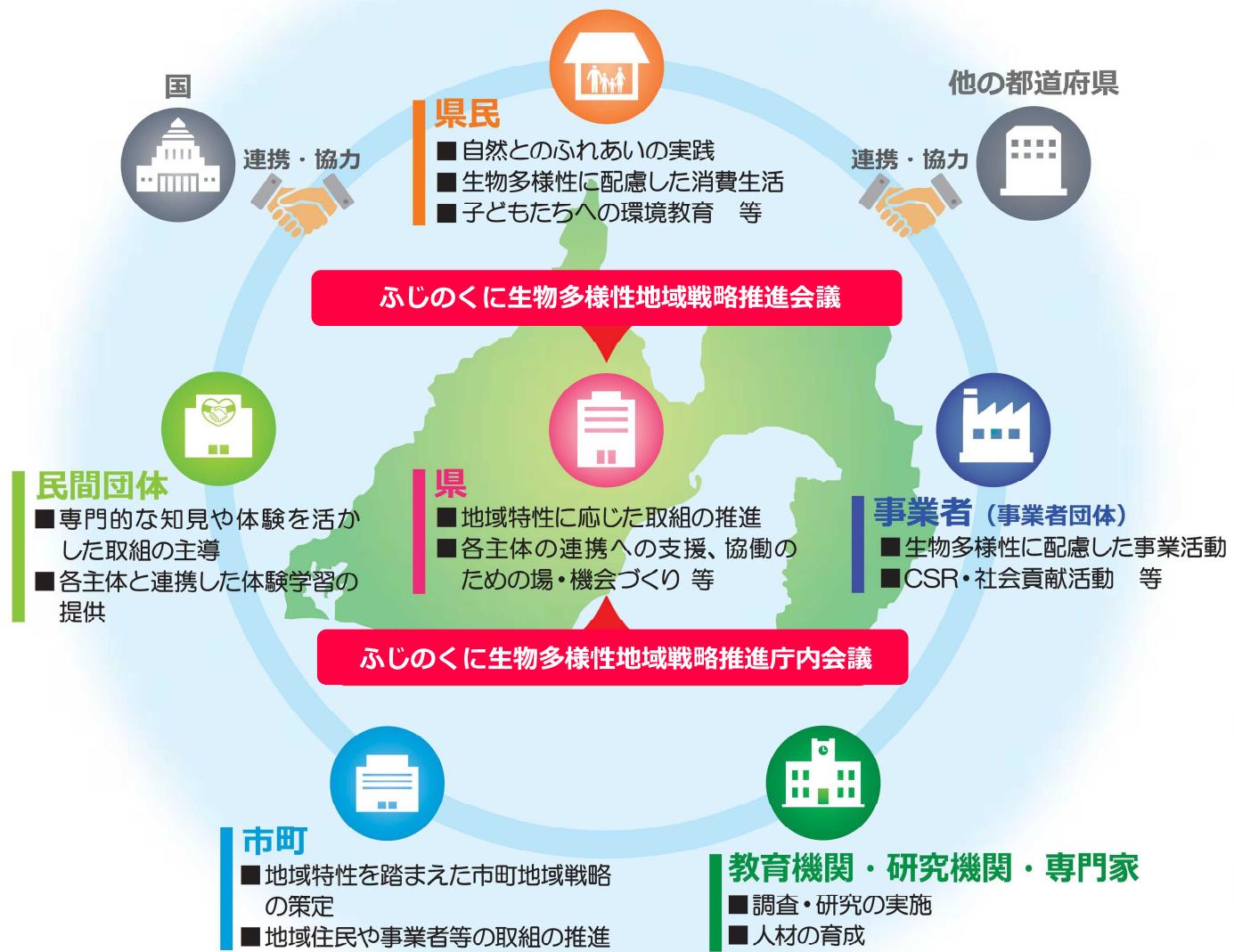


戦略のすすめ方



■ 各主体の役割及び連携・協働と推進体制づくり

- 生物多様性の保全と持続可能な利用という共通目標に向けて、各主体の自主的な取組を活発にしつつ、連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことが、地域や県全体、さらには地球規模の課題解決につながります。



ふじのくに生物多様性地域戦略

概要版

令和5年3月一部改訂

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL 054-221-2545 FAX 054-221-3278

※「ふじのくに生物多様性地域戦略」の本編は、県ホームページや県民サービスセンターでご覧ください。